

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を十津川村役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成二十八年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不分明な者の氏名

福本キヨ

中畑友次

井向秀榮

西田幸信

北谷朝寛

小幡義平

中畑忠光

阪口博信

阪口起造

坂本みち子

小山手美昭

野崎常文

乾ツタ子

原田昌雄

鎌塚富吉

西田文次

中井はつ

小山手美治

松尾丈夫

井向正晴

野崎豊

前田秀二郎

林喜代彦

中井義照

原田昌元

福本正平

野崎利明

中谷壯一

乾正長

二 通知の要旨

1 平成二十七年十一月奈良県告示第二百十六号に係る保安林の指定施業要件について、平成二十八年農林水産省告示第六百六十五号をもって変更されたので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定の目的及び変更後の指定施業要件については、平成二十七年十一月奈良県告示第二百十六号による。